

「石川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2次）」（案）に対する  
ご意見募集の結果について

1. 募集期間 令和6年9月24日（火）～令和6年10月24日（木）
2. 寄せられたご意見 3者 6件

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
第1章 計画策定の趣旨等		
1	<p>P3、P19、P27</p> <p>ギャンブル等依存症対策基本法（以下、基本法）における「ギャンブル等」（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）の定義において、「ゲーム」や「インターネット」は含まれないことが国会答弁で明らかになっている。しかしながら、石川県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下、本計画）の第2次の案においては、「ネット依存やゲーム障害」の危険性とその対策について触れている箇所があり、あたかも、基本法における「ギャンブル等」の定義に「ゲーム」や「インターネット」が含まれているかのような、誤った認識を県民に持たせかねない記載内容となっており、不適切である。</p> <p>本計画において「ネット依存やゲーム障害」への取組を図る場合、基本法における「ギャンブル等依存症」の定義と本計画における「ギャンブル等依存症」の定義が異なるものであることの明確な記載を第1章で行い、同時に、本計画が、基本法における「ギャンブル等依存症」に該当しない精神疾患・精神障害等についても取組を行う計画であることの十分な説明を行うべきである。なお、この明確な記載を第1章で行うことができず、十分な説明を行うことができない場合は、「ネット依存やゲーム障害」に関する記述は本計画案から削除するべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本文中に「ゲーム」や「インターネット」が含まれている内容について削除します。</p>

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
第6章 具体的な取組		
2	<p>P18</p> <p>「店内A T Mの除去等」と本計画に記述されることは、後述の理由から不適切である。</p> <p>よって、本計画の項目から削除、または「令和4年3月25日付で閣議決定された“ギャンブル等依存症対策推進基本計画”」に則した取組※に修正していただく事を求めます。</p> <p>※閣議決定された基本計画書からの抜粋：ぱちんこ営業所のA T M等の撤去等</p>	<p>ご意見を踏まえ、本文の内容を「ぱちんこ営業所のA T M等の撤去等」に修正します。</p>
3	<p>P4、P18、P20、P22</p> <p>ミニポートピア津幡（所在地：津幡町；競技施行者：群馬県みどり市）が挙げられています。であるのに、＜現状と課題＞にも【関係事業者の取組】には、ミニポートピア津幡を運営する群馬県みどり市が津幡町で、どのような取組をしているのか（していないのか）欠落しています。これは、＜取組の方向性＞として書かれていることと矛盾しています。公営競技を本県内で行う責任からも、本計画の趣旨からも、仮に現在是对処をおこなっていないとしても、その旨と今後の対処予定について明記すべきです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、ミニポートピア津幡における取組について記載します。</p>
4	<p>P19</p> <p>厚生労働省は令和3年の時点で、「ゲーム依存、ネット依存についての治療、予防に関する確立した科学的根拠、科学的知見は承知していない」ことを国会で答弁している。この厚生労働省の国会答弁は、「家庭におけるネットやゲームの利用ルール作り」に「ネット依存やゲーム障害」の予防効果があるとする言説に、現時点で確立した科学的根拠が認められないことを意味している。「ネット依存やゲーム障害」の学校教育等における予防教育として「家庭におけるルール作り等の取り組みの大切さを啓発」する取組は断じて行うべきではなく、この取組についての記述は削除すべきである。</p> <p>なお、この厚生労働省の国会答弁は、「発達途中の小さい子どもにネットやゲーム</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>＜現状と課題＞</p> <p>○ギャンブル等依存症に関する教育は、令和4年度より高等学校の保健の授業において、「ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。」とされ、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症を含めた依存症について取り上げることになっています。</p> <p>○文部科学省ではギャンブル等依存症に関する指導を行うことを目的とした高等学校の教師用指導参考資料として、『ギャンブル等依存症』などを予防するために、高等学校の生徒向け啓発資料として「行動嗜癖を</p>

	<p>の利用を控えさせること」に「ネット依存やゲーム障害」の予防効果があるとする言説に、現時点で確立した科学的根拠が認められないことも意味している。「ネット依存やゲーム障害」の学校教育等における予防教育として「発達途中の小さい子どものネットやゲームの利用を控えさせること」について啓発する取組も断じて行うべきではない。</p>	<p>知っていますか？ ギャンブル等にのめり込まないために」を作成しています。</p> <p>○消費者庁ではギャンブル等依存症に関する青少年向け啓発用資料として、『『のめり込み』にはくれぐれもご注意を」を作成し、周知を行っています。</p>
<p>5</p>	<p>P19          学校教育等における予防教育の推進          &lt;現状と課題&gt;          「○平成30年3月に公示された「高等学校学習指導要領」では、保健体育科の指導内容の一つとして、精神疾患が取り上げられました。」          →「○令和3～5年度に、それぞれ小学校、中学校、高等学校の学習指導要領が実施され、小学校の教科「体育」や中学校の教科「保健体育」、高等学校の科目「保健」では、心の健康や精神疾患が取り上げられました。」</p> <p>(理由・説明)          2021～2023年度に、それぞれ小中高校の新学習指導要領が実施され、「心の健康や精神疾患」に関する内容が充実されています。飲酒や薬物・ギャンブル依存に陥るリスクをへらすためには、ストレスへの適切な対処を学校教育で習得することが大切であり、学習指導要領改訂を踏まえ、既の実施段階にあることも含め、加筆修正すべきです。</p>	<p>&lt;取組の方向性&gt;          生徒や学校教育において生徒の指導に当たる教員へのギャンブル等依存症に関する正しい知識の啓発に努めます。</p> <p>&lt;具体的取組&gt;          ○教職員等を対象とした研修会等を通じて、高等学校学習指導要領の保健体育科におけるギャンブル等依存症等を含む精神疾患について、教師用指導参考資料も必要に応じて活用しながら、適切に指導を行うことができる教員の養成を推進します。</p> <p>○学校教育の機会等を通じて、ギャンブル等依存症を含む行動嗜癖を生み出す要因や行動嗜癖によって生じる問題点、自らの生活の振り返りなどを内容とする啓発用資料等も活用しながら、予防教育や情報発信の取組を推進します。</p>
<p>6</p>	<p>P19-20          現状の問題点として、20歳未満への券の購入禁止点が書かれていないのは、法令順守を啓発すべき事業者として大いに問題です。次の点を追加して明記してください。          「&lt;現状と課題&gt;に追加          「金沢競馬場のサイト  <a href="https://www.kanazawakeiba.com/">https://www.kanazawakeiba.com/</a>          では、「馬券購入ガイド」も含め、20歳未満は法律で券の購入が禁止されているという注意書きが一切なく、大きな問題です。          ミニポートピア津幡のサイト</p>	<p>ご意見を踏まえ、県競馬事業局およびミニポートピア津幡における取組について追記修正します。</p>

<https://mbp-tsubata.com/>

では、「ボートレースをよりお楽しみ  
いただくために」ページ

<https://mbp-tsubata.com/ボートレース>  
をより一層お楽しみいただくために  
に掲載のチラシの中に

「1. 舟券の購入は 20 歳以上の方に楽しんで  
いただけます」

とあるだけで、やはり 20 歳未満は購入が  
法的に禁止されていることは、ミニボート  
ピア津幡のサイトとのどこにも書かれて  
いません。」

<具体的取組>に追加

「○各公営競技場の公式サイトに、20 歳  
未満は法律で券の購入が禁止されている  
旨の注意書きをすみやかに行うよう指導  
監督します。」